

令和
8年版新「年収の壁」対策
セミナー受講無料
(会員・非会員問わず)

令和7年より扶養になる対象給与額103万から160万への改正という「年収の壁」の見直しにより、パート・アルバイト、学生の働き方は大きく変化しました。一方で「社会保険の壁」に対する課題が浮き彫りになり、結果として「もう少し働きたいが損をするから働けない」、「会社の説明が分かりにくく不安」など、現場では混乱が広がっています。実際に制度理解の不足が原因で人材の離職、採用難の長期化、従業員とのトラブル等の問題が起きています。更に令和8年の税制改正により新たに178万に「年収の壁」が引きあがりました。

そして社会保険の壁も一部改正になりました。そのため今年は益々会社の経理の煩雑さや従業員の理解不足による混乱が予想されます。そこで本セミナーでは、昨年の「年収の壁」の改正からどのように変わったか？そしてそれが所得税、住民税、社会保険にどのように影響を及ぼすのかをわかりやすく整理し、経営者や経理関係者の理解と対応及び従業員への説明すべきポイントを具体的に解説します。“知らないことで損をする時代”において、企業と従業員の双方が納得できる働き方を実現するための実務対応をお伝えします。

日時 令和8年 **11月17日** (火)
14:00~16:00

会場 **天童ホテル**
(天童市鎌田本町2-1-3)

定員 **30名** (定員になり次第締め切ります)

対象 **中小・小規模事業者**

申込方法・申込先

天童商工会議所 中小企業相談所

下記申込書に必要事項をご記入の上、
11月10日 (火) までにFAX、TELまたは
右記申込フォーム(二次元コード)から
お申込みください。

TEL 023-654-3511 FAX 023-654-7481

申込フォーム



主な講座内容

- 新178万円の壁登場！「年収の壁」の改正点
(給与所得控除基礎控除の改正)
- 本人と家族では「壁」が異なる！扶養親族
(配偶者・特定親族等)の改正点
- 雇用契約によって変わる？「社会保険の壁」の対応策
- 厚生年金の充実や年収の壁に有効！
(マイカーや食事の非課税支給額の変更)
- 年収の壁の改正により経理がどのように変わったのか？
項目別ポイント(源泉徴収業務・給与・年末調整業務)
- 会社・従業員にとっても安心な雇用契約書の記載ポイント
- 年収の壁の改正による従業員に伝えるべき説明ポイント

講師プロフィール

中央税務会計事務所 所長(税理士)

なかじま よしまさ

中島 由雅 氏

中央税務会計事務所2代目所長として、職員数100名の税理士事務所を経営。地元金融機関の社外役員も歴任。持ち前の人当たりの良さを活かし税務相談だけでなく、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。また全国の商工会議所・商工団体にてセミナー講師としても活動中。



11/17(火)開催「令和8年度版 新・年収の壁対策セミナー」受講申込書

天童商工会議所 宛 (FAX 023-654-7481) ※このままのサイズでFAXしてください。

令和8年 月 日

事業所名						
所在地						
業種	製造・建設・卸売・小売・サービス・飲食・その他 <small>※該当する業種を○で囲んでください。</small>	TEL			FAX	
受講者名				E-mail		

※本申込書にご記入いただいた情報は、本講座開催に係る各種連絡の他、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。